

問い合わせ先

第四管区海上保安本部

(漁具設置場所情報)

海洋情報部監理課長 松村 治寿

電話 052(661)1611 内線 2510

(船舶事故・MICS 情報)

交通部企画課長 小野 祐輔

電話 052(661)1611 内線 2610

平成27年9月25日



のり網・定置網に注意しましょう！

～ 漁具設置場所情報を提供しています ～

例年、のり網等漁具施設設置場所の確認不足に起因する船舶の乗揚げ事故が発生しています。第四管区海上保安本部では、これらの海難を防止するため、ホームページで設置場所の情報を提供しています。

愛知県、三重県沿岸ではのり・わかめなどの養殖業や定置網漁業が盛んであり、毎年秋から春にかけては、のり・わかめの養殖施設が航路や港の近くにも多数設置されます。

例年、これら漁具施設への船舶の乗揚げ事故が数多く発生しています。

のり網及び定置網への乗揚げ事故発生状況（主な事故事例は別紙参照）

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年 (9/7 現在速報値)
7件	6件	9件	4件

このため、第四管区海上保安本部では、漁具施設への乗揚げ事故防止に向けた取組みとして、のり・わかめ養殖施設等の漁具設置状況を当庁船艇、航空機により調査し、ホームページで情報提供しています。

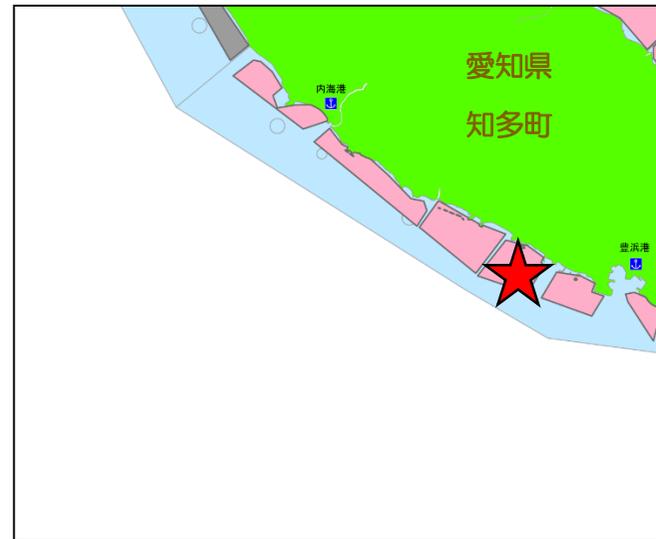
これら情報は、第四管区海上保安本部のホームページ及び第四管区MICS（第四管区海上保安本部沿岸域情報提供システム）から入手することができます。

第四管区海上保安本部 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/index.html>

第四管区MICS <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/anzen.html>

出港前に航行海域の漁具設置情報をチェックして、乗揚げ事故防止に努めましょう。

乗揚事故事例

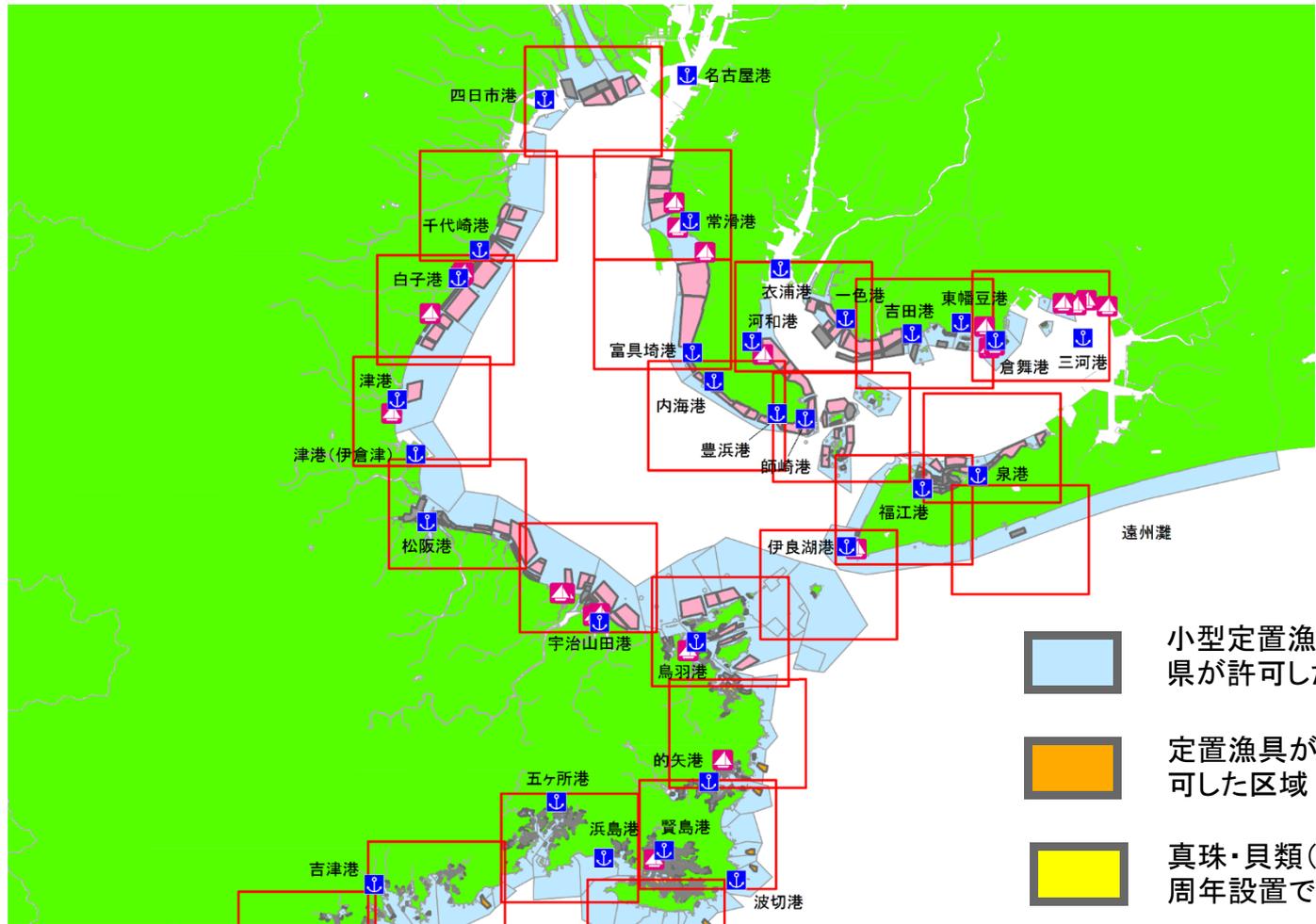


発生日時	平成 26 年 2 月 10 日 1950 頃
発生場所	三重県鳥羽市 菅島沖
事故船舶	タンカー 199 トン 4 名乗り
事故概要	菅島沖を航行中、付近海域にのり網があると認識していたが、その存在を失念し乗揚げたもの。

発生日時	平成 26 年 9 月 27 日 0810 頃
発生場所	愛知県南知多町 豊浜港沖
事故船舶	プレジャーボート 1 人乗り
事故概要	豊浜港沖で魚釣りをしていたところ、風に流され付近ののり網に乗揚げたもの。

漁具設置場所情報索引図

赤線で示した区域に分けて掲載しています



-  小型定置漁具等が設置できる区域として県が許可した区域
-  定置漁具が設置できる区域として県が許可した区域
-  真珠・貝類(カキ等)・魚類の養殖施設が周年設置できる区域
-  のり・わかめ等の養殖施設が設置できる区域として県が許可した区域
-  のり・わかめ等の養殖施設の設置作業届けの提出が、平成27年7月1日以降にあった区域
-  海保が平成27年7月1日以降に設置状況を確認した区域

師崎水道付近の漁具設置場所情報

